

熊本大学大学院博士課程奨学金給付制度（KDS）における社会文化科学研究教育部の選考基準

（ 令和元年 11 月 20 日 文学系 / 法学系 教育部会議 決定
令和元年 12 月 11 日 教授システム学系 教育部会議 決定 ）

熊本大学大学院博士課程奨学金給付制度（KDS）実施要領に関連する社会文化科学教育部博士課程学生の選考基準について、以下のとおり定める。

1. 選考は、社会文化科学教育部人文社会科学系学生委員会に教授システム学専攻の代表者を加えて行う。
2. 申請者は、申請書とともに別紙提出物確認リストならびに、これに記載された書類を添付すること。なお申請書および添付資料の内容に虚偽の記載があった場合には、その学生については在学中の本奨学金の受給資格を認めないものとする。
3. 選考にあたっては、前年度 1 年間の学業成績及び学術研究活動を下記のとおり点数化し、合計点が上位の者から選考する。ただし、1 年生については、入学試験の成績を加味する。

【学業成績等】前年度 1 年間のみを対象とする。

1 年生においては、前年度 1 年間の本学、他大学あるいは研究機関等であげた下記に該当する業績についても評価の対象とする。

	業績の種類	評価項目	単著等の別	配点 ^{注)}
<1>	専攻分野に関連した著書	学術書	単著	10 点
			共著	3 点
<2>	論文の掲載 ¹⁾ (掲載予定も含む) ※掲載予定の場合、 受理通知を添付すること	国際誌 ¹⁾ ①/国内(全国)学会誌※査読付き・もしくは依頼論文。 ^{1)①} ② ^② ③ ^③	単著	6 点
			共著筆頭	6 点
			共著	0.6 点
		国内(地方)学会誌 ²⁾ ※査読付き・もしくは依頼論文	単著	4 点
			共著筆頭	4 点
			共著	0.4 点
		その他の学術雑誌 ³⁾	単著	3 点
			共著筆頭	3 点
			共著	0.2 点
<3>	研究内容の口頭発表 ⁴⁾ 及びポスター発表	学会(国際・国内(全国)) ⁵⁾	筆頭演者	3 点
			共同演者	0.2 点
		国内(地方)学会・全国分会 ⁶⁾	筆頭演者	2 点
			共同演者	0.1 点
		その他学術関係セミナーなど	筆頭演者	1 点
			共同演者	0.1 点
<4>	その他の著作物	研究ノート	単著	2 点
			共著	0.2 点
		判例評釈	単著	1.5 点
			共著	0.1 点
		翻訳(論文)	単著	2 点
			共著	0.2 点
		翻訳(著書)	単著	4 点
			共著	2 点
		調査報告書	単著	2 点
			共著	0.2 点
		その他 ⁷⁾	単著	2 点
			共著	0.2 点
<5>	入学試験の成績(1年生のみ)	各募集期毎で上位 30%を 5 点、中位 30%を 3 点、 下位 40%を 1 点、進学者については、一律 5 点		

<注>

1) 論文の種別とポイント

①国際誌とは査読(refereeによる審査)*のある学術雑誌を指す。査読のない国際誌掲載論文は、その他の学術

雑誌論文扱いとする。

- ②国際誌に掲載された査読付および依頼論文のうち、インパクト・ファクター（IF）値 2.0 以上の雑誌に掲載された論文については、審査の上、さらに 2 点を加算する。それ以外の特筆すべき条件がある場合もこれに準拠する。ただし IF 値、特筆すべき条件を証明しうる根拠資料を提出すること。*
 - ③国際学会および国内学会の Proceedings (予稿) は原則として口頭発表扱いとし、学術論文とは認めない。ただし、〈2〉“論文の掲載”にあたる投稿規程、学会の査読証明の提出*があれば審査の上、学会誌論文として扱う。
 - ④学会誌（国内）とは、日本学術会議協力学術研究団体（以後、学術会議とする。）が発行する学会誌を指す。登録外団体は、投稿規程（査読基準、査読実施の有無等）記載資料添付必須。閲読の場合は⑦参照。
 - ⑤学会以外の学術団体が発行する雑誌掲載論文は、投稿規程（査読基準、査読実施の有無等）、査読証明*が提出され審査の上認められれば、学会誌として扱う。
 - ⑥依頼論文（①、④、⑤の場合）は、査読がない場合でも学会誌掲載論文扱いとする。依頼論文である証明書類を添付すること。* 地方学会の依頼論文は 2）参照。
 - ⑦査読がなく閲読のみである場合、査読付き学術論文から点数 1 を減じる。共著者の場合も点数 0.1 を減じる。
 - ⑧査読のある研究ノート、短報等は、査読付き学術論文から点数 1 を減じたポイントを付与。共著者の場合も点数 0.1 を減じたポイントを付与。* 査読のないものは〈4〉その他の著作物の「研究ノート」として扱う。
 - ⑨上記以外の雑誌論文は、日本を代表する雑誌の場合、審査の上、全国学会誌扱いとすることができる。掲載論文および、日本を代表する雑誌であることの根拠を資料として提出すること。*
- 2) 地方学会誌とは国内の限られた地域の会員に向けて発行される学術誌を指す。論文の種別は、1) の②～⑧に準拠する。
- 3) 査読の有り無しに関係なく、大学・研究所などで出す刊行物（紀要や研究報告書）その他の学術雑誌とする。ただし、掲載誌が 1) -⑨に該当すると考えられる場合は、その旨を明記し、⑨の規定による資料を添付すること。
- 4) 口頭・ポスター発表は、発表した本人および共同発表者にのみポイントを認める。学会に参加した証明を添付すること*
- 5) 学会の定義
- ①国際学会とは国連公用語の一つ若しくはそれ以上の言語を共通語とする国際学会年次総会・国際会議・国際シンポジウム等を指す。国際学会・国内学会の開催場所は国内外を問わない。
 - ②国内学会（全国・地方）とは学術会議に登録された団体が行う。全国学会とは学会年次総会や各専門分野の全国大会等を指す。それ以外の研究機関や財団主催の研究会・シンポジウムについては審査の上、判断する。*
- 6) 地方学会・全国分会とは各地方ブロックに分かれた学会をさす。学会の定義は 1) ④参照のこと。
- 7) その他は、学会誌を含むあらゆる雑誌に掲載された書評・書評論文、研究動向、実践報告等の著作物及び、博物館等のディスプレイなどの作品を指し、後者の作品の場合は、申告の内容を複数の教員で評価検討する。博物館等のディスプレイとは、公的機関・団体等が主催するものとし、学生企画等によるものを除く。追加資料提出を求めることがある。
- 〈その他〉
- 8) 学会による表彰等を受けた場合には、表中のそれぞれの配点を 3 倍した点数とするので、表彰内容がわかる資料を添付すること。
 - 9) これらの点数で評価できない顕著な研究業績をあげた推薦候補者が有る場合は、委員会における総合判断から推薦を決定する。
 - 10) 国際会議などの呼称及びその他の事項に疑義が生じた場合には、委員会でその点数を判定する。
 - 11) 進学者選考による進学者で学業成績優秀者として学長表彰を受けた場合には、入学試験の成績の配点に 5 点を加える。

注) 配点は項目毎に小数点以下 1 桁まで計算し、四捨五入せず小数点以下 1 桁の数字を記入する。

*・・・証明となる書類の提出が必要（論文写し/部会司会のサイン/発表者の写真/本人参加の有無が記載されたプログラム等）。証明の形式は定めないが、証明書類は証明先へ問い合わせ可能なこと。問い合わせ可能な連絡先を明記すること。